

新型コロナウイルス感染症予防接種について

佐世保市に住所を有し、対象となる方は、一部自己負担により新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けることができます。接種は、10月1日から2月末の間に1回だけです。2回目以降の接種は全額自己負担になります。

なお、後日2回目以降であることがわかった場合、医療機関から不足分をご請求する場合があります。

【接種対象者及び負担金】

(1)65歳以上の方

(2)60歳以上65歳未満で心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級を所持する方で希望する方。

自己負担金は各医療機関において設定された金額となります。

(ただし、生活保護受給中の方及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」における支援給付対象者の方は「証明書」を提出すれば免除)

【新型コロナウイルスとは】

新型コロナとは、新型コロナウイルスに感染することによって起こります。

感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ会話等の時に排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。

症状は、疲労感・倦怠感・関節痛・筋肉痛などが典型的なものです。咳、喀痰、息切れ、胸痛などもみられます。

【新型コロナウイルスの予防のために】

流行前に予防接種を受けることが、最も有効な予防法です。そのほか、次のことにも注意しましょう。

- (1) 密閉空間(換気の悪い密閉空間)、密集場所(多くの人が密集している)密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為)の「3つの密を回避」
- (2) 咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチで口や鼻をおさえる。
- (3) 石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行
- (4) 家やオフィスなどの換気を十分にします。

【予防接種の有効性】

予防接種を受けて免疫がつくまでに1～2週間程度かかり、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症予防効果が認められています。免疫がついても発症を予防する効果は100%ではありません。65歳以上の方は1シーズン1回の予防接種で効果があります。

【予防接種の副反応】

新型コロナワクチンの主な副反応として、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。稀な頻度でアナフィラキシー(急性のアレルギー反応)が発生したことが報告されています。もし、アナフィラキシーが起きた時には、医療機関ですぐに治療を行うことになります。

また、頻度としてはごく稀ですが、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されており、ワクチン接種後4日程度の際に、胸の痛みや息切れが出るのが想定されます。こうした症状が現れた場合は速やかに医療機関を受診することをお勧めします。

【予防接種の実施】

佐世保市と委託契約をしているかかりつけの医療機関で受けましょう。

新型コロナウイルス感染症にかかる定期接種については、努力義務はありません。

予防接種は、ご本人が希望する場合のみ行います。本人の意思確認がとれない場合には、医師は予防接種を行いません。予防接種について、十分に納得できない場合には、受けないでください。

予防接種を受けるまえに次のことを知っておきましょう

1 予診票

予診票は、接種をする医師にとって、受ける方の健康状態を知り予防接種の可否を判断する大切な情報になります。ご本人が書いて、正しい情報を接種する医師に伝えるようにしてください。

本人が自署できない場合は、家族などが本人の意思を確認した上で、接種する方の氏名を予診票の下段(予防接種希望書)に代筆し、代筆者氏名、続柄を明記してください。

2 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人（体温が37.5℃以上の場合は様子を見ましょう。）
- ② 重篤な疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある方
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した人

3 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓、じん臓、肝臓や血液疾患や、发育障害などの基礎疾患のある方
- ② 過去に予防接種を受けて、2日以内に発熱や全身性の発疹などアレルギーが疑われる症状が出た方
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ④ 過去に、免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

※ 医師の説明を聞いた上で、予防接種を受けない（「受けることができない」を含む）で、その後、新型コロナにかかり、かかったことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

4 予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射部位を強くするのはやめましょう。
- ③ 接種当日は、いつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ④ 接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れ、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱等の症状が現れた時は、医師の診療を受けてください。

5 健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での入院を要する程度の治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残ったりなどの健康被害が生じた場合に、予防接種法に基づく補償を受けることができる制度です。

その健康被害が予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合に補償を受けることができます。

【問い合わせ先】 佐世保市保健所感染症対策課

電話 0956-24-1111（内線5540・5566）